

三商レポート

第六十三話 「借金と相続」

相続フラザ花小金井（株）三商 内藤 雄
小平市花小金井南町 1-14-24 電話 042-467-2103

相続する土地・建物や現金などは目に見えます。ところが、借金（保証債務）は目にみえません。目に見えない借金が相続のいろいろな場面で現れます。

① 最も多いのは、親の借金の相続の場面です。親が借金を抱えて亡くなると、子は原則として借金も相続します。例外的に、相続の開始から3ヶ月以内に「相続放棄」か「限定承認」を選択できます。悩ましいのは、借金のあることが分からないことです。ひと昔前のように土地・建物を担保にしなければお金を借りられない時代であれば、登記簿謄本（今は「全部事項証明」）を調べれば分かります。しかし、現在のように信用経済が発達すると、担保設定しなくても高額のお金の借入ができてしまいます。中小企業の経営者は、信用保証協会の全額保証で8,000万円までが無担保で借りられます。消費者金融やカード会社でのキャッシングが、いっそう借金を分かりにくくしています。親は、借金のあることを相続人に分かるようにしておかないと、親の相続で突然債権者が現れて、相続人の人生を狂わせることにもなります。

② 親の資産をあてにして借金をくり返す子供もいます。その子供に返済能力がなくても、やがて資産家の親が亡くなれば相続人として相続することを見越して貸付する貸金業者もいます。何の対策もしないで親が亡くなり相続が開始すると、親の資産が貸金業者に狙われます。

③ 借金だらけの子供が親よりも先に亡くなることもあります。独身で子がいなければ、相続人は親です。親が相続放棄しても、兄弟姉妹がいれば兄弟姉妹が借金の相続人となります。子供に借金のあることが予め分かっていたら、打つ手はあります。

④ 親が亡くなった時に、相続人同士が財産分けでもめることがよくあります。その原因に、相続人の借金が隠れていることがあります。兄弟にも言えない借金を抱えている時、親が残してくれた財産をもらえたらラッキーです。特に両親が亡くなった相続の場合は、たとえ兄弟姉妹の縁が切れたとしても、まとまった財産が手に入るラストチャンス優先しがちです。だから、激しくもめます。

⑤ 時として、相続人の配偶者が借金を抱えている場合があります。多額の借金をした事業の失敗やリストラによる住宅ローン・教育費の重荷など。配偶者の親の相続は、願ってもない借金返済のチャンスです。相続人である配偶者を突っつき「法定相続分で平等に分けるべきだ」と権利主張をさせます。

親として相続を考える時、自分の借金だけでなく、わが子やその配偶者の借金にまで配慮しないとイケない時代になりました。

(2009年9月1日)